

(備考) 本県は秘書室、行政係3名のうちの2名

(7) 市町村教委育成指導費(県費)

長野 県費はない

岐阜 423,700円

滋賀 270,000円

三重 249,000円

(備考) 本県は195,000円

○市町村教委育成指導のために秘書室において作成し、配布(予定)した資料、(1部分紹介、あっせん資料も含む。)

1 第12回市町村教育委員会関係職員(事務局職員)研修会要項 120ページ

(内容)

○地方自治法の一部改正について(主として財務会計制度)

○ILO第87号条約批准に伴う国内関係法の一部改正案

○公文例規および法制執務の初步

2 第13回市町村教育委員会関係職員(教育長)研修会要項 120ページ

(内容)

○公立文教施設整備新5か年計画について(資料15種類)

○昭和39年度市町村教育予算編成上の諸問題(資料20種類)

3 昭和39年度市町村予算編成指導における要望事項 4ページ

4 昭和39年度市町村教育関係予算編成に対する要望事項 20ページ

5 教育行政関係質疑応答集 73ページ

6 昭和39年度市町村予算編成指針(あっせん資料) 96ページ

7 市町村財務規則準則(あっせん資料) 193ページ

8 市町村教委事務処理実態調査票 37ページ

9 市町村教委関係行財政調査報告(仮称) 100ページ
計7種、474ページ分の資料を作成(一部予定)し、
配布し、計2種、289ページ分の資料をあっせんし、
合わせて9種、763ページ分を手がけたこととなった。

○各出張所における育成指導の状況

市町村教委育成指導については、以上のほか、各出張所においても細部にわたった活動がなされているので、その概況をのべたい。

1 市町村教育長任命承認における市町村の指導

市町村教育長任命承認の場合、あらかじめ市町村長および市町村教委に対して指導助言を行ない、その人選の適正を図った者は21名となった。

2 市町村教育長給与改善

昭和38年度市町村教育長給与費国庫補助事業に関し

て、補助対象が月給与額3万円以上となったので、極力補助対象となるよう指導助言した結果、118市町村教委が補助対象となり、非補助対象は3町村となった。これを37年度と比較した場合、3万円以下が37年度は63町村であったのに対して38年度はわずかに3町村となったことは、おどろくべき指導力を発揮されたものといわなければならない。

3 事務局職員定数増

昭和37年度の市町村教委事務局職員の総数は432名であったが、各出張所の指導により、わずかながらも改善され、38年度においては456名、差引き16名の増となつた。きわめて困難な職員増ではあるが、今後も着々と進められるものと期待される。

4 教育委員報酬改善

昭和37年度においては、県下各市町村教委一人当たりの報酬は、年額にして委員長は29,436円が38年度においては31,878円となり、委員は24,820円が24,949円となり、比較的よく改善された。

5 小、中学校教材用消耗品、設備、備品および図書費の増額

38年度の決算はまだなされていないのでその実情は不明であったが、昭和36年度と37年度との比較においては、県下各市町村の総額は、小学校において合計11,997千円が、179,586千円となり、中学校においては合計約100,456千円が、147,924千円となり、相当大幅な増額がみとめられた。これは、学力向上と関連して、各出張所の指導の効果と思われるものである。

6 市町村教育行政の確実な推進についても大いに指導されたところであるが、なお、今後の各市町村教委事務処理実態調査の結果をもってのべることとしたい。

以上、昭和38年度の市町村教育委員会の育成指導およびその活動のあらましをのべたが、今後の課題として次の諸点を検討すべき余地があるものと思われる。

1 小規模市町村教委について、その事務処理実態を把握し、円滑な運営をさまたげている原因を探求すること。このためには制度それ自体についても検討を深めること。

2 市町村教委の組織、運営、職員定数、予算、事務執行等の適正をはかるために長および議会に対する制度上の指導助言を行なうこと。

3 地方自治体における長、議会および教育委員会の職責、権限の明確化を図り、普及徹底を図ること。

4 教育事務に関する他機関および団体、特に県、市町村ならびに市長会および町村会との連絡提携を積極的に行なうこと。

以上であるが、要は県教委と市町村教委とが協力し合って、さらに市町村教委関係行財政の充実強化を図らなければならないと考えている。